

ハラスメントに関する相談体制について

本市では、「仙台市職員のハラスメントの防止に関する要綱」にもとづき、職員からのハラスメント相談を受けています。

どんなハラスメントについて相談できるの？

○以下のような相談を受け付けています。

セクシュアル・ハラスメント

他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動

- 例) ・「若い女性が多くて華やかでいい」など性別役割を期待する言動をとられた。
 ・飲み会の場で、上司から膝や手を触られた。
 ・日常的に性的な発言をしていることに抗議したため不利益を被った。

妊娠又は出産に関するハラスメント

職員が妊娠したこと、出産したこと又は妊娠若しくは出産に関する制度若しくは措置を利用することに関する言動で当該職員の勤務環境を害するもの

- 例) ・妊娠したならば、仕事を辞めてもらわなければ困るといった発言を受けた。
 ・妊娠を報告したら、上司に「妊婦はいつ休むかわからないから仕事は任せられない」と繰り返し言われ、差別された。

パワー・ハラスメント

優越的な関係を背景とした言動のうち業務上必要かつ相当な範囲を超えたものであって、職員の勤務環境を害するもの

- 例) ・上司に、皆の前で起立させたまま、大声で長時間叱責された。
 ・分厚いファイルを何度も激しく机に叩きつけられた。
 ・上司に挨拶をしても無視され、何の説明もなく全く業務を与えられなくなった。

その他のハラスメント

職員が育児又は介護に関する制度又は措置を利用することに関する言動で当該職員の勤務環境を害するもののほか職員の個人として的人格や尊厳を不当に傷つける言動で職場内の秩序を乱し、業務への支障につながるもの

- 例) ・育児休業の相談を上司にしたところ、「男が育児休業をとるなんてありえない」と言われた。
 ・家庭支援休暇をとろうとしたところ、同僚に「自分なら利用しない。あなたもそうすべき」と言われ、利用を諦めざるをえない状況となった。

誰に相談したらいいの？① ～内部相談員について～

《ハラスメントの種類に応じて、ハラスメント苦情相談員と外部相談窓口を設置しています》

○苦情相談員について...

◆セクシュアル・ハラスメント ◆妊娠又は出産に関するハラスメント

- ・局区等相談員※1
- ・総務局長が指名する相談員※2
- ・総務局総務部コンプライアンス推進担当課長
- ・総務局人材育成部人事課長
- ・市民局協働まちづくり推進部男女共同参画課長

◆パワーハラスメント ◆その他のハラスメント

- ・局区等相談員
- ・総務局総務部コンプライアンス推進担当課長
- ・総務局人材育成部人事課長

※1・2の相談員については、人事課キャビネットをご覧ください。

誰に相談したらいいの？② ～外部相談窓口について～

○外部相談窓口について...

◆セクシュアル・ハラスメント ◆妊娠又は出産に関するハラスメント

(公財)せんだい男女共同参画財団 エル・ソーラ仙台

TEL：022-268-8311 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで（閉館日除く）

◆パワー・ハラスメント ◆その他のハラスメント

仙台あさひ法律事務所 栗原さやか弁護士

TEL：022-399-6483 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで

注意) いずれも専用電話ではありません。匿名での相談も受け付けますが、必ず仙台市職員であることを名乗った上で、相談内容をお伝えください。

ハラスメントに関するQ&A

Q1 ハラスメントがあったときはどうすればよいのでしょうか？

A1 ハラスメントがあった場合には、その被害を深刻なものにしないよう、嫌なことは相手に対して明確に意思表示をするなどの行動が望まれます。
しかし、実際には一人では解決できないケースも多くありますから、その場合はハラスメント苦情相談員に相談するなどして、決して自分一人だけで抱え込まないことが大切です。

Q2 苦情相談員に直接、相談するのには抵抗があります。どうすればよいのでしょうか？

A2 気軽に相談できるように苦情相談員を配置していますが、直接相談するのに抵抗がある場合には、電話や手紙等による相談でもかまいません。また、根本的な解決方法ではありませんが、苦情相談員が話を聞くだけで人事課等に話さない形の相談にも応じられますので、決して一人だけで悩まずに、相談してください。

- ◆ 秘密は厳守します。相談後の対応においてもプライバシーを保護していきます。
- ◆ 相談したこと又はその後の対応において協力したこと等を理由として不利益な取扱いを受けることはありません。
- ◆ 職員互助会の弁護士無料法律相談でも指導や助言を受けられます。
(福利厚生ハンドブックP.62参照)

Q3 どのハラスメントに該当するのかわからず、誰に相談してよいかわからない場合は、どうしたらいいのでしょうか？

A3 そのような場合は、所属長やどの相談員でもかまいませんので、まずは話をしてみてください。